

令和3年度  
第7回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

令和3年10月12日開会

高松市農業委員会



令和3年度第7回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和3年10月12日（火）午後2時開会

開催場所 高松市防災合同庁舎（危機管理センター）3階 301会議室

出席委員 20人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 高砂 清一（会長職務代理者第1）
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第2）
- 15番 河田 薫
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平

欠席委員 4人

- 2番 真鍋 俊二
- 13番 佃 光廣
- 18番 原田 和幸
- 23番 神内 茂樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農政課 長 南 岳志
- 農政課 長 補 佐 向谷美保子
- 農政管理係 長 浮田 政宏
- 主 査 藤澤 英宣
- 主 査 田山 元太
- 主 任 主 事 森 康壽

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請  
について  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）  
議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第8号 非農地証明願について  
議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について  
議案第10号 土地改良事業の非農用地区域の設定に対する意見について  
議案第11号 農用地利用集積計画及び配分計画の決定について  
議案第12号 令和4年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見（案）  
について  
報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(会長)** ただ今から令和3年度第7回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。  
本日の出席委員は24人中19人で、定例総会は成立しております。  
欠席委員は、真鍋俊二委員、佃光廣委員、原田委員、神内委員の4名です。  
また、河田委員は、少し遅れて出席するとの連絡が入っています  
それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がありませんので、議事録署名委員は6番高砂委員及び21番宮武委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田山主査** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

内容につきましては、座って説明させていただきます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、貸貸人が第三者に所有権移転をするため農業経営基盤強化促進法による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。所有権移転の内容については、農地法3条許可申請所有権5番のとおりです。

2番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、貸貸人が耕作するため残存小作地の貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は貸付地の一部無償譲渡です。

4番は、賃借人が労力不足のため、残存小作地の貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番、6番は、人農地プランによる農地交換をするため農業経営基盤強化促進法による貸貸借契約を合意解約したもので、この後、すべての農地について機構を通じて新たな利用者との契約が進められる予定となっております。

7番、8番は、人農地プランによる農地交換をするため香川県農地機構を介した貸借について返還するもので、この後、すべての農地について機構を通じて新たな利用者との契約が進められる予定となっております。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

2ページを御覧ください。

1番は、転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条許可申請所有権3番のとおりです。

2番、3番は、借人が労力不足のため返還したものです。

4番、5番は、借人の事情により、返還したものです。

6番、7番は、貸人が自ら耕作するため香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

8番は、転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条許可申請6番、第5条許可申請所有権16番のとおりです。

9番、10番は、借人が労力不足のため香川県農地機構を介した貸借について返還したものです。

3ページを御覧ください。

11番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

12番、13番は、市道の拡幅のため香川県農地機構を介した貸借について、返還を受けたものです。

14番も、市道の拡幅のため返還を受けたものです。

15番は、新たな利用者との契約が進められる予定のため返還したものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について15件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主任主事** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書4ページを御覧ください。

内容につきましては、座って説明させていただきます。

1番は、住宅兼店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、花屋を営むため、住宅兼店舗を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和53年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、貸葬祭式場の敷地造成用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、市内

で葬祭業を営む法人が、葬祭会館及び駐車場を建築するため申請者が敷地を造成し、法人に賃貸するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。  
立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、家族の増加に伴い手狭となるため現在の建物敷地を拡張し一体利用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、労力不足により農業経営を縮小し、共同住宅を建築し、将来の安定収入の確保及び土地の有効活用を図るもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

—————河田委員入室—————

5番は、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地北側において申請者の共同住宅新築工事を予定しており、資材等の置場が必要であることから、工事期間中の露天資材置場用地として、令和4年7月31日まで一時転用申請をするものです。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます

6番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、労力不足により農業経営を縮小し、安定収入が得られる貸駐車場の経営を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借に係る農地返還通知8番に関連しています。

7番は、堀の管理道用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地の隣接に堀があり、堀の管理をするため管理道用地としたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成2年以前より造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます

8番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、敷地利用の利便性向上のため拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和48年ごろ造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます

併用宅地が830.40平方メートルあります。

9番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅を新築した際、拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和35年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が736.43平方メートルあります。

10番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、敷地利用の利便性向上のため拡張し、区画整形したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成28年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が287.96平方メートルあります。

5条許可申請所有権23番に関連しています。

11番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅を建築した際、誤って申請地に建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます

併用宅地が630.50平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤澤主査** 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請につい

て御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、令和2年12月14日付けで、宅地分譲用地として農地法第5条第1項の規定による許可を受けていましたが、買主の要望により分譲地の区画数の変更し、工事完了日を令和3年10月30日まで延長するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。併用公衆用道路が402平方メートルあります。

2番は、平成30年7月13日付けで、分譲住宅用地1棟として転用許可を受けていましたが、最近、分譲住宅の需要が低迷しており工事完了未了となっていることから、工事完了日を令和6年6月30日まで延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。併用公衆用道路が179.47平方メートルあります。

3番は、平成30年8月14日付けで、分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、1棟が工事完了未了となっていることから、工事完了日を令和6年8月31日まで延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について3件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤澤主査** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、平成27年9月29日付けで、農地への進入路用地として農地法第5条第1項の許可を受けていましたが、現在農地であり、高齢で農業経営を縮小することから、近隣で農業を営む個人が承継し、隣接農地もあわせて取得・利用するため許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権14番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第4号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。説明を求めます。

**高砂委員** 現地調査委員の高砂です。

今回の特別現地調査委員は、宮武委員と私の2名で本日午前中に、現地調査を実施しました。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権6件のうち、1番、3番及び6番は香川県農業会議の常設審議会の現地調査を実施しています。

内容につきまして、宮武委員から報告申しあげます。

**宮武委員** 現地調査委員の宮武です。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明させていただきます。

別紙の5条特別議案書1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立龍雲中学校北東500メートルに在り、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道三木国分寺線に近く、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅及び共同住宅により宅地化が進んでおり、申請地の西側300mは都市計画用途地域に指定されている生活環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止し、併用する公衆用道路等が204.41平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番の申請地は、高松市立木太南小学校南東400メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、主要地方道中徳三谷高松線に近く、交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、分譲住宅及び共同住宅等により宅地化が進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番の申請地は、高松市立古高松南小学校の東に隣接し、特定建築条件付売買予定地用地と

して転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松志度線に近く、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅及び共同住宅等により宅地化が進み、生活及び住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止し、併用する農道等が330.87平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2ページをお開きください。

4番の申請地は、高松市立屋島東小学校南東300メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道屋島停車場屋島公園線に近く、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅及び共同住宅等により宅地化が進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路等が183.75平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

5番の申請地は、サンメッセ香川の東700メートルに在り、不動産の売買及び賃貸借業を営む転用者が、事業拡大に伴い新たな事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道太田上町志度線と高松市道の交差点にあり、交通の利便性が良く、現在の事務所にも近く、事業効率の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が116.88平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

6番の申請地は、高松中央インターチェンジ東500メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳三谷高松線に近く、交通の利便性が良く、周辺は商業施設が充実し、分譲住宅及び共同住宅等により宅地化が進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の

同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が 47.98 平方メートルあります。

使用貸借にかかる農地返還通知 8 番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案所有権 6 件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤澤主査** 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案のうち、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書 7 ページを御覧ください。

1 番は、子の成長に伴い実家近くで住宅を建築する計画があるものの進入路がないため進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請使用貸借 2 番に関連しております。

2 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3 番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、不動産の売買、賃貸、管理業を営む法人が貸児福祉施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が開発道路に接し、県道岩崎高松線へのアクセスも良く、周辺は、教育施設が近く宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が136平方メートルあります。

6番も、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が開発道路に接し、5番同様、県道岩崎高松線へのアクセスも良く、周辺は、教育施設が近く宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が906.34平方メートルあります。

8ページをお開きください。

8番は、現在家族所有の住宅に居住しておりますが、子の成長に伴い手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が道路に接し、県道川東高松線へのアクセスも良く、周辺は、教育施設が近く宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、和洋菓子の製造販売を営む法人が、事業が好調のため倉庫、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松長尾大内線に接し、沿線には商業施設が数多く建築され、周辺は宅地化の進んだ地域で集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9ページをお開きください。

13番は、現在借家住まいで、子が生まれ手狭となったことから妻の祖父所有の農地を譲り受けて非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、建築・リフォーム工事の請負を営む法人が、現在利用している資材の保管場所が手狭となっているため、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、主要地方道高松長尾大内線へのアクセスも良く、事務所からも近く利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10ページをお開きください。

17番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が建築基準法上の道路に接し、県道岩崎高松線へのアクセスも良く、周辺は教育施設が整備された宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、土地改良施設の管理用通路用地の一部として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存水路の清掃等を行うための管理道であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、現在借家住まいで、子の成長に伴い手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に近

く、主要地方道円座香南線へのアクセスも良く、周辺は教育施設も近く宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権20番に関連しています。

20番は、19番の非農家の自己住宅用地の進入路・排水用地として土地所有者と共同で転用申請するものです。

19番の転用地東側に接し、住宅に進入するための道・排水用地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権19番に関連しています。

21番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

11ページを御覧ください。

22番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用悪水路等が18.33平方メートルあります。

23番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が500.96平方メートルあります。農地法第4条許可申請10番に関連しています。

24番は、飲食業を営む個人が、来客用の駐車スペースが不足していることから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が945.54平方メー

ルあります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書 12 ページを御覧ください。

1 番は、建築資材の販売及び産業廃棄物の処理業を営む法人が、業務量の増加により現在使用している資材・車両置場が手狭となっていることから、従業員用及び資材運搬車両の露天車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、事務所から近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和2年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 437.81 平方メートルあります。

2 番は、上下水道工事の請負及び施工業を営む法人が、現在使用している資材・車両置場が手狭となっていることから、露天資材・車両置場として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側及び南側が市道に接し、事務所や既存資材置場からも近く利用及び管理がし易く、県道檀紙鶴市線へのアクセスも良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年に造成済みですが追認許可を得るもので隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書 13 ページをお開きください。

1 番は、造園工事業を営む法人が、役員が所有する農地を借り受けて、倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和59年に建築済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 104.21 平方メートルあります。

2 番は、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権1番に関連しています。

3 番も、妻の祖母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、義父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、妻の実家からも近く親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、現在県外で借家住まいですが、帰郷し、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道川東高松線に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、自動車の整備・修理業を営む個人が、事業用車両置場が不足しているため母所有の農地を借受けて事務所・露天車両置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、自宅と隣接しており利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成28年に建築済みですが追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権18件、賃借権2件、使用貸借6件について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。

**真鍋委員** 議長

**議 長** 12番、真鍋委員

**真鍋委員** 6番の転用者である一般社団法人についての説明をお願いします。

**藤澤主査** 6番の申請者は、関係する県内の建築・土木関連事業者とともに、街づくりのコンサルティング事業や人材育成事業等の非営利事業を行おうと、平成18年に成立した「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、公益事業及び収益事業も行える一般社団法人を設立したもので、法人の性格上、非営利性として規定される、「株式会社のような剰余金の分配は出来ず、事業利益は法人の活動のためにのみ使われなければならない。」ということから、将来の法人運営や活動のための資金取得も見据え、宅地建物取引業者免許を取得し転用申請しているものです。

**真鍋委員** 分かりました。

**議 長** その他、御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田山主査** 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書14ページを御覧ください。

1番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は自作地と一体利用して水稻を作付けするものです。

審査基準のうち、下限面積要件を満たしていませんが、農地法第3条第2項ただし書及び同施行令第2条第3項第3号、「その位置、面積、形状等からこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得すること」に該当し、例外的に許可できるものです。

農地法第3条許可申請所有権4番に関連しています。

3番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は自作地と一体利用して水稻を作付けするものです。

農地法第3条許可申請所有権2番に関連しています。

5番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

農地法第18条第6項通知1番に関連しております。

6番は、労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

なお、下限面積要件について、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番が同

時に提出されており、要件は満たします。

7番は、高齢化による経営縮小のため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜と果樹を栽培するものです。

なお、下限面積要件について、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番が同時に提出されており、要件は満たします。

8番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

9番は、労力不足から、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

10番は、残存小作地を小作人へ譲り渡すもので、取得後は水稻と野菜を栽培するものです。

11番、12番、13番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は11番と13番が水稻を12番が野菜を作付けするものです。

15ページを御覧ください。

14番は、譲渡人が農地転用計画を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はレモンを栽培するものです。

農地法第5条許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番関連しています。

15番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は栗を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。議案書16ページを御覧ください。

1番は、譲渡人が経営規模の拡大を希望する譲受人へ貸し付けるもので、借り受け後は野菜を栽培するものです。

なお、下限面積の関係で、先ほど御説明しました3条許可申請所有権6番に関連しています。

2番は、譲渡人が新規営農を希望する譲受人へ貸し付けるもので、借り受け後はミカン、栗を栽培するものです。

3番は、譲渡人が経営規模の拡大を希望する譲受人へ貸し付けるもので、借り受け後は水稻を作付けするものです。

なお、下限面積の関係で、先ほど御説明しました3条許可申請所有権7番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転15件、使用貸借3件御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主任主事** 議案第8号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書17ページを御覧ください。

1番は、昭和62年ごろから、2番は、平成元年ごろから、3番は、平成8年ごろから、5番、6番は、平成5年ごろから、さらに次のページの7番、9番、11番も、日付記載のあるとおり20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

17ページに戻っていただいて、4番は提出された関係資料から、昭和27年10月21日農地法施行以前より宅地として利用してきたもので、非農地証明事務処理要領「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

次のページの8番は、昭和44年ごろから水路として、10番は、昭和60年ごろから道路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田山主査** 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書19ページを御覧ください。

1番、2番は、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、2件御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第9号については証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第9号については証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 土地改良事業の非農用地区域の設定に対する意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主任主事** 議案第10号 土地改良事業の非農用地区域の設定に対する意見について御説明申し上げます。

資料1の2ページを御覧ください。

令和3年9月17日付けで高松市牟礼町土地改良区から土地改良事業における非農用地区域の設定に対する意見照会がありました。

事業名は農業基盤整備促進事業 王子地区で、施行面積は17.4ヘクタール、事業年度は平成27年から令和3年度で、非農用地区域設定の土地利用計画は分家住宅及び農業用倉庫であり、農業委員会の意見を求められています。

非農用地区域の設定に当たっては、第1種農地の転用の不許可の例外に該当するか否かを審査しなければなりません。協議対象の各案件については、集落に接続して計画されるもので、不許可の例外に該当し、異議ない旨回答したいと考えています。

以上、議案第10号 土地改良事業の非農用地区域の設定に対する意見について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第10号に係る意見については、異議ない旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第10号に係る意見については、異議ない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 農用地利用集積計画及び配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第11号 農用地利用集積計画及び配分計画の決定について御説明申し上げます。

まず集積計画の決定について資料2-1を御覧ください。

利用権設定の申出書につきましては、例年農業相談会において受け付けを行っているところですが、御承知のとおり、新型コロナウイルスに対するまん延防止等重点措置区域とされたことにより、8月の相談会は、1箇所を除いて全て中止となりました。

このようなことから、今回は、農業委員・推進委員を通じて農業者の方から提出いただいた申出書や、総合センター・支所・出張所を経由して事務局へ送られて来た申出書などを取りまとめ、農用地利用集積計画の素案としております。

この集積計画を策定するにあたり令和3年10月6日付けで、高松市長より農業委員会の決定を求められているものです。なお、高松市の公告予定日は10月29日となっています。

資料を2枚めくっていただきまして、2ページの総括表を御覧ください。これが全体の合計で、一番下の申出件数の欄を見ていただきますと、貸借期間3年のものが205件、6年が136件、10年が48件、15年が4件、20年が11件の合計404件となっており、また面積は合計で1,148,306.86平方メートルとなっており、これは昨年の同時期に比べて、面積で100.8パーセントとなっており、僅かに増加しています。

3ページと4ページの表は2ページの表の内訳になっています。3ページの表が農業委員会による相対での貸借で、件数が233件、面積が680,772.94平方メートルでした。

4ページの表が、香川県農地機構を通じた貸借で、件数が171件、面積が467,533.92平方メートルとなっており、面積比較で、今回の農地集積の40.7パーセントが農地機構を利用したものでした。

以下、5ページから25ページが農業委員会による相対での貸借の明細表で、26ページから39ページまでが香川県農地機構を通じた貸借の明細表となっています。

なお39ページの最後、番号2001から番号2004の案件については、権利の種類が、所有権移転となっておりますが、これは農業経営基盤強化促進法第7条に定められた「農地中間管理機構の特例事業」によるもので、農地法第3条の許可を必要としない農地の所有権移転になります。本市では平成30年度以来3年ぶりに扱う事案となります。

対象農地は、4人の所有者が農地所有適格法人に貸付していたものですが、この度、所有者から対象農地をその法人に売却したい旨の申し出があり、機構の特例事業を利用することになったものです。

この特例事業を実施するにあたっては、8月27日、JA香南支店会議室で「農地等利用調整会」を開催し、香川県農地機構の担当者や当事者の他、香南町地域の河田農業委員さんと藤澤農業委員さんの2名の立ち会いのもと、売買価格や売買時期、その他諸手続きの調整が行われました。

今回は、10月29日の公告に合わせて、まず対象農地を所有者から農地機構が買い上げ、次回3月末の公告に合わせて、農地機構から耕作者である農地所有適格法人に売り渡す予定となっております。

また、それまでの半年間は作業受委託契約でつなぐことになっています。

ここまでの、農用地利用集積計画書の決定についてでございます。

続きまして、農用地利用配分計画について御説明申し上げます。

資料2-2を御覧ください。

既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付を行っていた農地について、今回、貸付先の変更を行うもので、農用地利用配分計画を作成するにあたって、9月17日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は10月29日となっています。

資料を一枚めくっていただきまして、資料の2ページから5ページの明細書を御覧ください。  
明細書の左半分が、農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸し付ける耕作者と設定する権利の内容となっています。貸し付けの期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっています。

以上、議案第11号、農用地利用集積計画及び配分計画の決定について、御審議いただきますようお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第11号については原案のとおり決定し、異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第11号については原案のとおり決定し、異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 令和4年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見(案)について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**南事務局長兼農政課長** 議案第12号 令和4年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見(案)について、御説明いたします。

資料3を御覧ください。また、項目一覧表も参考資料として添付しています。

この意見書は、農業委員会法第38条第1項の規定に基づき、「農地等利用最適化推進のための具体的な改善意見」をまとめ、市長に提出するものであります。

まず、1ページを御覧ください。前文として、現在の本市の農業・農村を取り巻く問題・諸課題を示し、この意見書を取りまとめるに至った経緯を記しております。

農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加などの問題や、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響への懸念など、昨年度と同様な状況ですが、今年度は、農林水産省で、「人・農地などの関連施策の見直し」を進めることとしていること、香川県においても、新たな農業・農村基本計画を策定する予定であることを記載しています。

2ページをお開きください。

本市では、高松市農業振興計画に基づく施策が進められ、農業委員会としても、農地等利用の最適化を推進していますが、農業者の努力や地域の活動だけでは解決できない諸課題があることから、効果的な施策・事業が必要として、この意見書を取りまとめたものでございます。

なお、5月に、農業委員、最適化推進委員に御意見を求めましたところ、佐竹委員、佃俊子委員、谷口委員、真鍋芳治委員、宮武委員のほか、藤澤武推進委員、横田推進委員、好井推進委員、長門推進委員、真鍋英一推進委員、川原推進委員、谷本忍推進委員の12人の方から御意見をいただきました。

多かった意見といたしましては、若い農業後継者や担い手の確保・育成を求める意見、法人

組織の育成や支援を求める意見、耕作放棄地・遊休農地の発生防止や解消に関する施策を求める意見、地域による多面的機能の維持に関する意見、小規模農家・家族経営農業の支援を求める意見でありました。

また、基盤整備に関するものや、生分解性マルチの利用など環境にやさしい農業の推進、教育現場等での食育・地産地消の取り組みを求める意見もございました。

それらも踏まえて、今回の意見書案を作成しております。

具体的な改善意見につきましては、資料末尾の一覧表を御覧ください。

21項目ありまして、4つの大項目にまとめております。新規の項目が7項目、昨年度の項目を拡充したものが6項目、昨年度からの継続が8項目であります。

それでは、意見項目内容について説明いたします。

まず、大項目1の「担い手への農地利用の集積・集約化に関する施策の改善について」は、5つの小項目からなっています。

(1)は、「人・農地プラン」実現のための支援を求める意見です。

本市では33地区の「人・農地プラン」すべての実質化が本年度完了しています。今後は、プランに示された取り組み方針が着実に実施されるよう支援を求めるものです。

(2)は、中心経営体の確保と担い手の育成支援を求める意見です。

ほとんどの地区の「人・農地プラン」で、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積より多いとの状況であります。そのため、中心経営体となる担い手の確保や、経営規模を拡大しようとする担い手への支援を求めるものです。昨年度から継続の意見です。

(3)は、多様な経営体による農地利用の支援を求める新規の意見です。

農地集積・集約については、これまで、認定農業者等が対象とされていましたが、本年5月に出された、国の「人・農地など関連施策の見直し」では、継続的に農地を利用する中小規模の経営や、農業と他の仕事を組み合わせて生計を立てる「半農半X」など多様な経営も受け手とするとされています。

本市でも農地の受け手の確保が大きな課題でありますので、多様な経営体等による農地利用を支援する取組の検討を求める意見です。

(4)は、香川県農地機構への支援を求める新規の意見です。

「人・農地など関連施策の見直し」では、農地の貸借を促進する方法を、農地バンクを経由する手法を軸にしています。

今後、農地バンクである香川県農地機構がその役割を担っていけるよう、機構に対して、人件費などの予算をしっかりと支援してほしいとの意見です。

なお、本市では、農地機構の集積専門員が3人常駐しています。

(5)は、農地基盤整備の効果的な実施を求める昨年度から継続の意見です。

農用地利用には、基盤整備が不可欠であることから、予算を確保して、早期に効果的に実施していただくことを求めるものです。

次に、大項目の2「遊休農地の発生防止・解消に関する施策の改善について」は、6つの小項目からなっています。

(1)は、農地中間管理事業の推進と、耕作条件の悪い農地の利用や管理のあり方、本市の支援策に関する意見です。

各地域に存在する耕作条件が悪い農地についての対策は喫緊の課題です。

貸付希望のある農地については、すぐに受け手がいなくても、まずは、香川県農地機構が積極的に引き受けた上で、受け手を探そう働きかけてほしいとの意見です。

また、農地中間管理事業の対象ともならなかった耕作条件の悪い農地について、市は今後どのように考えるのか、その利用や管理のあり方、並びに本市の支援策について早急な検討を強く求めています。

(2)は、地域による多面的機能の維持に関する新規の意見です。

農業・農村の持つ多面的機能や環境の維持については、農業者の高齢化や減少により地域住民や地域組織等が主体となった取組みが重要となってきています。農業者が中心となる多面的機能支払交付金制度はもとより、地域住民や地域組織が中心となった多面的機能維持の活動を促す支援を求める意見です。

(3)は、遊休農地の発生防止や再生に関する意見です。

「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業」、「荒廃農地等利活用促進交付金事業」とも、その利用は低調で、昨年度も実績がありません。

耕作放棄地や荒廃農地の防止・再生の施策は重要ですので、これらの事業が活用されるように要件の見直しや周知を求める意見です。

今回は、香川県事業である「荒廃農地等利活用促進交付事業」について、香川県に対し、予算の確保と事業上限額の見直し等を要請することを加えています。

(4)は、農地の適正な管理への支援を求める意見です。

雑草が伸び放題となるなど、管理ができていない農地が増え、周辺住民等から対応を求める通報が増加しており、農業委員の皆様には御苦勞をいただいているところです。

草刈りの問題については、昨年度も要望しましたが、今年度も、新たな補助制度を創設するなど実効性のある取り組みの検討を求めています。

(5)は、有害鳥獣対策の強化に関する意見です。

本市では、鳥獣被害防止計画を定め取り組んでいますが、引き続き、対策の強化を求める意見です。

(6)は、小規模農家・家族経営農家への支援についての意見です。

家族農業の振興を農業政策に位置付け、小規模でも農業経営が成り立つ施策の推進を求めるもので、特に、小規模農家が農業用機械の購入やレンタルを行う場合の支援策を要望しています。昨年度から継続の意見です。

大項目3の「新規参入等担い手に関する施策の改善について」は、4つの小項目からなっています。

(1) は、新規就農の促進に関する意見です。

就農希望者に対する相談やマッチング活動の推進、きめ細かなサポート体制の強化を求める意見です。

また、農業大学校や農業高校の生徒に対する、本市農業のPRなど、本市での就農につながる具体的な取組を行うことを新たに加えています。

(2) は、親元就農や第三者継承への支援に関する新規の意見です。

農業従事者の高齢化が深刻な中、特に高齢化する認定農業者に後継者がいない場合、集積した農地を引き継ぐ受け皿がなければ荒廃化が一気に進むこととなります。

農家の後継者を確保する方策として、農家の子弟の親元就農や第三者継承を進めていくための支援を求める意見です。

(3) は、来年度、国が新設する新規就農支援制度の予算確保に関する新規の意見です。

農林水産省では、これまでの農業次世代人材投資事業を改め、経営開始3年目までの初期投資を最大1,000万円支援する制度を創設する予定です。

新制度では、地方公共団体が2分の1を負担することが前提になっています。費用負担の詳細はまだ示されていませんが、本市の負担が必要な場合、十分に予算を確保するよう求める意見です。

(4) は、農業者の組織化や集落営農の育成・体質強化に関する意見です。

農業者の経営安定のための組織化や、集落営農組織の育成・体質強化、後継者の確保のため、支援体制の充実を求めるもので、昨年度から継続の意見です。

大項目4の「農業・農村を取り巻くその他の施策の改善について」は、6つの小項目からなっています。

(1) は新型コロナウイルス対策に関する意見です。

新型コロナウイルス感染拡大で影響を受ける生産者、農業者への支援、人手不足が生じている農業事業者への支援に関するもので、昨年度から継続の意見です。

(2) はスマート農業の推進に関する意見です。

農作業の省力化や高品質化等が期待されるスマート農業ですが、機械・設備費など課題が多いことから、本市の実情に合ったスマート農業の検討のほか、導入しようとする農業者への積極的な支援を求める意見を加えています。

(3) は、農産物のブランド力の強化、6次産業化の推進に関する意見です。

農業が魅力ある産業となるために、収益性が高い農産品の生産の推奨・振興や高付加価値化が重要です。

ブランドづくりや、6次産業化など、農産物の価値を高めていく施策を推進することを求めるもので、昨年度から継続の意見です。

(4) は、地産地消につながる食育の推進に関する意見です。

学校給食において、米飯給食の拡大のほか、今年度、策定された第4次の食育推進基本計画に沿って、地場産物を活用した取組を増やされたいとの意見です。

また、農林水産省が設けている、「うちの郷土料理～次世代に伝えたい大切な味～」のWebサイトに、香川県のページもありますので、それを活用するなどの取組を求める意見を新たに加えています。

(5) は、環境にやさしい農業の推進に関する、新規の意見です。

農業に利用されているビニールマルチについて、最終的に水と二酸化炭素に分解される生分解性マルチの啓発と利用促進に取り組み、環境にやさしい農業を推進することを要望する意見です。

(6) は、有機農業の取組支援に関するもので、新規の意見です。

今年策定された国の「みどりの食料システム戦略」では、2050年度までに、有機農業を、全耕地面積の25%を目指すとの目標を示しています。

有機農業について指導・助言できる人材を育成するなどの支援を求める意見です。

以上で説明を終わります。

なお、この意見書については、10月19日の火曜日に三笠会長をはじめ役員の皆様から、市長に提出する予定にしております。

御審議をよろしく願います。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第12号については原案のとおり意見提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第12号については原案のとおり意見提出することに決定いたしました。

次に、報告案件 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の説明を求めます。

**向谷農政課長補佐** 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料4を御覧ください。

期間としましては、令和3年9月9日から10月6日分までであります。

まず、許可件数ですが、8月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が5件、9月議決分といたしまして4条が11件、5条が23件、合計で4条が11件、5条が28件です。

許可保留件数につきましては、8月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が5件、9月議決分といたしまして4条が0件、5条が5件、合計で4条が1件、5条が10件です。

取下につきましては、8月以前の議決分で、5条で1件ありました。

次に、許可保留及び取下の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

4条関係で、7月議決分の9番が道路許可未了により許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

5条関係で、令和3年4月議決分の4番及び1番、5月議決分の21番が開発許可未了により

許可保留となっております。6月議決分の13番が開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。7月議決分の25番が事業計画の変更により取り下げられました。8月議決分の4番が開発許可未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

5条関係で、令和3年9月議決分の1番、7番、13番、14番が、表の右端保留理由欄に記載のあるとおり、開発許可、道路工事承認、用途廃止未了によりそれぞれ許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく5条関係で、令和3年9月議決分の18番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終了します。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和3年度第7回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時15分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員